

平成27年度・幼稚園保育料(案)  
1号認定（満3歳以上 幼稚園を利用する場合）

国（案）			稚内市（案）		
階層区分	推定年収	保育料（月額）	階層区分	推定年収	保育料（月額）
① 生活保護世帯	0円	0円	① 生活保護世帯	0円	0円
② 市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯を含む）	～270万円	3,000円	② 市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯を含む）	～270万円	0円
③ 市町村民税所得割課税額77,100円以下	～360万円	16,100円	③ 市町村民税所得割課税額77,100円以下	～360万円	11,200円
④ 市町村民税所得割課税額211,200円以下	～680万円	20,500円	④ 市町村民税所得割課税額211,200円以下	～680万円	15,600円
⑤ 市町村民税所得割課税額211,201円以上	680万円～	25,700円	⑤ 市町村民税所得割課税額211,201円以上	680万円～	20,800円

平成27年度・保育所保育料(案)  
2号認定（満3歳以上 保育所を利用する場合）※多子世帯等の軽減措置は従前どおり

国（案）			稚内市（案）					
階層区分	3歳以上		階層区分	3歳児		4歳以上		
	保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
① 生活保護世帯	0円	0円	A 生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	
② 市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円	B 市町村民税非課税世帯	6,000円	5,900円	6,000円	5,900円	
③ 所得割課税額48,600円未満	16,500円	16,300円	C1 市町村民税均等割額のみ	13,000円	12,800円	13,000円	12,800円	
			C2 所得割課税額48,600円未満	16,500円	16,300円	16,500円	16,300円	
④ 所得割課税額97,000円未満	27,000円	26,600円	D1 所得割課税額64,700円未満	18,600円	18,300円	18,600円	18,300円	
			D2 所得割課税額80,800円未満	20,700円	20,400円	20,700円	20,400円	
			D3 所得割課税額97,000円未満	22,900円	22,600円	22,900円	22,600円	
⑤ 所得割課税額169,000円未満	41,500円	40,900円	D4 所得割課税額121,000円未満	27,000円	26,600円	27,000円	26,600円	
			D5 所得割課税額145,000円未満	31,100円	30,600円	31,100円	30,600円	
			D6 所得割課税額169,000円未満	35,200円	34,700円	35,200円	34,700円	
⑥ 所得割課税額301,000円未満	58,000円	57,100円	D7 所得割課税額235,000円未満	40,900円	40,300円	34,800円	34,300円	
			D8 所得割課税額301,000円未満					
⑦ 所得割課税額397,000円未満	77,000円	75,800円	D9 所得割課税額349,000円未満	40,900円	40,300円	34,800円	34,300円	
			D10 所得割課税額397,000円未満					
⑧ 所得割課税額397,000円以上	101,000円	99,400円	D11 所得割課税額397,000円以上					

平成27年度・保育所保育料(案)  
3号認定（満3歳未満 保育所を利用する場合）※多子世帯等の軽減措置は従前どおり

国（案）			稚内市（案）				
階層区分	3歳未満		階層区分	3歳未満			
	保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間		
① 生活保護世帯	0円	0円	A 生活保護世帯	0円	0円		
② 市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円	B 市町村民税非課税世帯	9,000円	8,900円		
③ 所得割課税額48,600円未満	19,500円	19,300円	C1 市町村民税均等割額のみ	16,000円	15,800円		
			C2 所得割課税額48,600円未満	19,500円	19,200円		
④ 所得割課税額97,000円未満	30,000円	29,600円	D1 所得割課税額64,700円未満	21,500円	21,200円		
			D2 所得割課税額80,800円未満	23,500円	23,200円		
			D3 所得割課税額97,000円未満	25,500円	25,100円		
⑤ 所得割課税額169,000円未満	44,500円	43,900円	D4 所得割課税額121,000円未満	29,600円	29,100円		
			D5 所得割課税額145,000円未満	33,700円	33,200円		
			D6 所得割課税額169,000円未満	37,800円	37,200円		
⑥ 所得割課税額301,000円未満	61,000円	60,100円	D7 所得割課税額235,000円未満	44,800円	44,100円		
			D8 所得割課税額301,000円未満	51,800円	51,000円		
⑦ 所得割課税額397,000円未満	80,000円	78,800円	D9 所得割課税額349,000円未満	59,900円	58,900円		
			D10 所得割課税額397,000円未満	68,000円	66,900円		
⑧ 所得割課税額397,000円以上	104,000円	102,400円	D11 所得割課税額397,000円以上	87,000円	85,600円		

平成27年4月からの  
幼稚園保育料(案)と  
保育所保育料(案)をお知らせします



い、現行の制度と変更になる点と、本市幼稚園保育料(案)をお知らせします。

- ① 降は0円になります。
- ② ひとり親世帯、在宅障害児(者)がいる世帯等の3階層の保育料は10,200円になります。
- ③ 各幼稚園によつては、実費負担や、上乗せ利用料が生じる場合があります。
- ④ 保育料は、幼稚園就園奨励費を踏まえた所得の階層に応じた設定となりますので、従前までの幼稚園就園奨励費は支給されなくなります。

◆4月からの保育所保育料(案)について  
保育所の保育料は、国の基準をもとに市町村で定めることになっており、本市では現行の保育料基準額をもとに新制度における保育料(案)を作成しましたので、お知らせします。

◆共通のお知らせ(幼稚園・保育所)  
新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。平成27年4月～8月までの保育料：平成26年度の市民税額から算定します。平成27年9月～3月までの保育料：平成27年度の市民税額から算定します。

◆4月からの幼稚園保育料(案)について  
幼稚園の保育料は、今まで各園で定めていましたが、新制度では、市町村が国の基準をもとに保育料を定めることになりました。新制度が始まることに伴

◆4月からの幼稚園保育料(案)について  
最終的な金額は、多少の変更がありえます。決まり次第、ホームページ等でお知らせします。

◆4月からの幼稚園保育料(案)について  
新制度が始まることに伴い、変更点が2つあります。

◆4月からの幼稚園保育料(案)について  
① 幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は1人目の半額になります。

◆4月からの幼稚園保育料(案)について  
お問い合わせ／市こども課  
2316529  
2316530